

防音事業関連（防音施設）維持費（第3条第2項関連）

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、補助金の交付を得て防音工事を実施した小・中学校、幼稚園等については、防音のため窓を閉め切った状態にしておくため、強制換気や除湿・温度保持が必要となる。この換気等を行うためのいわゆる防音関連機器（換気設備、除湿・温度保持設備）を稼働させるためには、相当の電気料金等が必要となる。この防音関連機器を稼働させることに伴い、現在は、超過負担となる基本料金の2/3、電力量料金等に5.5/10を乗じて得た範囲内の額が補助金として交付されている。

防音事業関連維持費の推移

年度	維持費（円）
昭和 53	12,071,000
54	11,996,000
55	17,458,000
56	17,149,000
57	17,329,000
58	18,190,000
59	18,567,000
60	18,990,000
61	17,783,000
62	18,082,000
63	14,876,000
平成元	12,329,000
2	12,186,000
3	12,596,000
4	9,678,000
5	8,598,000
6	8,962,000
7	7,937,000
8	7,716,000
9	9,153,000

年度	維持費（円）
平成 10	9,057,000
11	9,287,000
12	9,473,000
13	9,212,000
14	8,774,000
15	8,589,000
16	9,681,000
17	8,570,000
18	8,938,000
19	9,157,000
20	8,625,000
21	6,474,000
22	7,788,000
23	7,764,000
24	7,819,000
25	7,258,000
26	5,542,000
27	3,619,000
28	4,410,000
29	5,440,000